

## 令和 2 年度及び令和 3 年度の番号単価の算定について

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第 28 条に基づき定められた、総務省告示（令和 2 年告示第 371 号）により、以下のとおり算定しました。

## ○ 令和 2 年度

算定の結果、番号単価は「0円」となりました。

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{番号単価} &= (\text{交付金の額} \\
 &+ \text{支援業務に要する費用の額の予想額} \\
 &+ \text{支援業務に係る運営資金の返済の額} \\
 &- \text{支援業務により生ずる収益の額の予想額} \\
 &- \text{支援業務に係る運営資金の借入れの額の予想額} \\
 &- \text{支援業務に係る繰越収支差額の予想額} \\
 &- \text{予測前年度過不足額}) \\
 &\div \text{予測算定対象電気通信番号の総数の合計} \\
 &= ( \\
 &\quad 0 \text{円} \\
 &+ 4,338,000 \text{円} \\
 &+ \quad 0 \text{円} \\
 &- \quad 0 \text{円} \\
 &- 4,338,000 \text{円} \\
 &- \quad 0 \text{円} \\
 &- \quad 0 \text{円}) \\
 &\div 242,460,338 \text{番号} \\
 &= 0 \text{円}
 \end{aligned}$$

## ○ 令和 3 年度

算定の結果、1 番号当たり月約 0.53 円となったため、告示第 3 条ただし書きにより端数処理を行い、年 7 円（年約 6.38 円 $\div$ 7 円）と算定しました。

また、番号単価の適用期間については、電話リレーサービス提供機関のサービス開始時期等を勘案し、次のとおり 7 月から翌年 1 月までとしました。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
—	—	—	1 円	1 円	1 円	1 円	1 円	1 円	1 円	—	—

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{番号単価} &= \text{交付金の額} \\
 &+ \text{支援業務に要する費用の額の予想額} \\
 &+ \text{支援業務に係る運営資金の返済の額} \\
 &- \text{支援業務により生ずる収益の額の予想額} \\
 &- \text{支援業務に係る運営資金の借入れの額の予想額} \\
 &- \text{支援業務に係る繰越収支差額の予想額} \\
 &- \text{予測前年度過不足額}) \\
 &\div \text{予測算定対象電気通信番号の総数の合計} \\
 &= (1,542,734,026 \text{円} \\
 &+ \quad 50,990,000 \text{円} \\
 &+ \quad 4,338,000 \text{円} \\
 &- \quad 0 \text{円} \\
 &- \quad 50,990,000 \text{円} \\
 &- \quad 0 \text{円} \\
 &- \quad 0 \text{円}) \\
 &\div 2,910,585,903 \text{番号} \\
 &\div 0.53153285 \text{円/月} \cdot \text{番号} \\
 &\Rightarrow 0.53153285 \text{円/月} \cdot \text{番号} \times 12 \\
 &\div 6.38 \text{円/年} \cdot \text{番号} \div 7 \text{円/年} \cdot \text{番号}
 \end{aligned}$$

参考：総務省告示（令和 2 年告示第 371 号）

第三条 電話リレーサービス支援機関は、前条第一項の規定により算定した番号単価について、整数未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、算定対象年度の交付金の額、算定対象年度の電話リレーサービス支援機関の電話リレーサービス支援業務に要する費用の額の予想額、予測前年度過不足額、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、算定対象年度の各月ごとに、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。